

一般社団法人グリーンエデュケーション 定款

平成24年6月18日 認証

平成24年6月22日 設立

第1章 総則

第1条(名称)

当法人は、一般社団法人グリーンエデュケーションと称する。なお、当法人の名称の英文における表示は、Green Education Association とする。

第2条(目的)

当法人は、日本及び世界中の子供達を中心に電子絵本や電子教科書を中心としたデジタルコンテンツを通じて、自然や生き物のいのちのつながりの大切さを伝えて、子供の知的好奇心・創造力・情操力を喚起させ、人間を含む全ての生き物や自然環境の大切さ、重要さなど自然資本の価値を学び、持続可能な未来を志向する子供たちや市民の環境意識を育成することを目的とする。

第3条(事業)

当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 電子出版における電子絵本に関する企画・制作・販売・運営に関する事業
- 2) 環境教育等に関する普及啓発を推進するための電子出版事業
- 3) 持続可能な地域社会・まちづくりに関する教材の開発・販売
- 4) 環境教育等に関するイベントの開催・運営
- 5) 幼児の知育・育成と子育てに関する支援事業
- 6) その他、目的を達成するために必要な事業

第4条(主たる事務所)

当法人は、主たる事務所を和歌山県田辺市に置く。

第5条(公告方法)

当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

第6条(入社)

1. 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
2. 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

第7条(経費等の負担)

1. 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
2. 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第8条(社員の資格喪失)

社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第9条(退社)

社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第10条(除名)

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人

法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

第11条(社員名簿)

当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

第12条(社員総会)

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第13条(開催地)

社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

第14条(招集)

1. 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。
2. 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

第15条(決議の方法)

社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

第16条(議決権)

各社員は、各1個の議決権を有する。

第17条(議長)

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

第18条(議事録)

社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

第19条(員数)

当法人に次の理事を置く。

(1)理事 2名以上7名以内

第20条(選任等)

理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

第21条(任期)

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

第22条(代表理事の選定及び職務権限)

1. 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。
2. 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

第23条(理事の報酬等)

理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第24条(取引の制限)

理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第25条(責任の一部免除)

当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 基金

第26条(基金の拠出)

当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

第27条(基金の募集)

基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

第28条(基金の拠出者の権利)

拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

第29条(基金の返還の手続)

基金の拠出者に対する返還は、法令の定めに従って行う。

第6章 計算

第30条(事業年度)

当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月末日までの年1期とする。

第31条(事業計画及び収支予算)

1. 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第7章 雑則

第32条(最初の事業年度)

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年5月31日までとする。

第33条(法令の準拠)

この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附 則

この定款は、この法人の成立の日から施行する。